

情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針（第3版）（案）に対する
意見募集の結果について総 務 省
情報通信国際戦略局技術政策課

「情報通信分野における研究上の不正行為への対応指針（第3版）（案）に対する意見募集」について、平成27年3月25日から平成27年4月7日までの期間、電子メール・郵便・ファクシミリなどを通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行い、合計1件の御意見をいただきました。いただいた御意見及びそれに対する考え方は以下のとおりです。（本指針に関係のない御意見については、記載を省略いたしました。）貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

いただいた御意見	御意見に対する考え方
第3節「3-2 告発の取扱い」の丸数字2と3について、告発を躊躇させないことで不正行為が小さいうちに発見できるよう、告発は、顕名・匿名を問わず、”特定不正行為を行ったとする研究者・グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもの”は受け付けることにすべき。また、どの程度の明示が必要かを各機関において例を出すなどにより告発者が判断できるようにしておくことを奨励すべき。	運用上の参考意見として承ります。なお、匿名での告発につきましては、顕名での告発に準じて取扱うこととしております。